



環廃産発第 090430001 号

平成 21 年 4 月 30 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長

廃棄物処理における新型インフルエンザ対策のための体制整備等について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、メキシコ等における豚インフルエンザの発生に伴い、WHO（世界保健機関）において、新型インフルエンザに対する警戒レベルをフェーズ3からフェーズ4へ、さらに本日フェーズ5に引き上げることが正式に発表されました。こうした事態を受け、政府は、本年4月28日に新型インフルエンザ対策本部を設置し、新型インフルエンザの発生は国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策を更に強化し、総力を挙げて取り組んでいるところであります。

廃棄物処理事業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、我が国において、新型インフルエンザが流行した場合にあっても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。

このような状況を踏まえ、市町村や産業廃棄物処理業者等の廃棄物処理事業者は、本年3月31日付け環廃産発第090331008号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知にて通知した「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、各事業者において体制の整備や感染防止策等を検討し、事前の準備を進めるとともに、国内での新型インフルエンザ発生時には速やかに事業継続のための対策を実施する必要があります（別紙参照）。

貴都道府県・政令市におかれましては、貴管轄下の市町村や産業廃棄物処理業者等に対し、本趣旨を改めて周知するとともに、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるため、必要な措置の実施に努めるようお願いいたします。

また、本ガイドラインは環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>）に掲載していますので、周知の際に御活用下さい。